

記者発表資料

平成 22 年 11 月 30 日

経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う平成 23・24 年度国土交通省発注

の建設工事に係る競争参加資格の取扱いについて

経営事項審査の審査基準が改正され、平成 23 年 4 月 1 日から適用されることに伴う、平成 23・24 年度を有効期間とする大臣官房会計課、各地方運輸局等、航空局、各地方航空局、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、海難審判所及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎）（以下「大臣官房会計課所掌機関」といいます。）、地方整備局（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」及び「港湾空港関係」）、大臣官房官庁営繕部及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）（以下「地方整備局等」といいます。）並びに北海道開発局の所掌する建設工事についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格の取扱いを以下のとおり定めたのでお知らせします。

問合せ先

（大臣官房会計課、各地方運輸局等、航空局、各地方航空局、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、海難審判所及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎）について）

大臣官房会計課契約制度管理室

専門官 今村 TEL 03-5253-8111 内線 21833 直通 5253-8206

（地方整備局（港湾空港関係を除く。）、大臣官房官庁営繕部及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）について）

大臣官房地方課公共工事契約指導室

課長補佐 山下 TEL 03-5253-8111 内線 21962 直通 5253-8919

大臣官房技術調査課

課長補佐 原 TEL 03-5253-8111 内線 22334 直通 5253-8220

大臣官房官庁営繕部計画課

課長補佐 野口 TEL 03-5253-8111 内線 23223 直通 5253-8233

（地方整備局（港湾空港関係）について）

港湾局総務課

課長補佐 鈴木 TEL 03-5253-8111 内線 46185 直通 5253-8663

港湾局技術企画課

品質確保企画官 魚谷 TEL 03-5253-8111 内線 46512 直通 5253-8905

（北海道開発局について）

北海道局予算課

課長補佐 石田 TEL 03-5253-8111 内線 52315 直通 5253-8777

※ 受付担当部局及び問合せ先については、別紙 1～別紙 4 をご覧ください。

I 経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う随時の資格審査の申請に係る留意事項

申請時に使用する経営事項審査の総合評定値通知書について

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき随時の資格審査の申請を行うことができるのは、平成23年8月31日までとなります。

- ① 申請時に使用する経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）は、経営事項審査の審査基準日（告示（平成20年 国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第1第1号の2に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の1年7月前の日以後のもののうち最新のものでなければなりません。
- ② 平成23年3月31日までに申請を行う場合は、最新の総合評定値通知書であり建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成22年 国土交通省告示第1175号）による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書により申請を行って下さい。
- ③ 平成23年4月1日から平成23年8月31日までに申請を行う場合は、最新の総合評定値通知書であれば建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成22年 国土交通省告示第1175号）による改正前又は改正後のどちらの審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を使用することも可能です。
- ④ 平成23年9月1日以降に申請を行う場合は、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき申請することが必要です。

経常建設共同企業体にあつては、その構成員全てが、特例計算を希望する事業協同組合にあつては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正前又は改正後のいずれかに統一された審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき申請することが必要です。

- ① 申請時に使用する経営事項審査の総合評定値通知書は、添付を要する者の全てについて、申請をする日の1年7月前の日以後のものうち最新のものでなければなりません。
- ② また、平成23年8月31日までに申請をする場合は、経常建設共同企業体にあつては、その構成員全てが、事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあつては、当該事業協同組合及び審査対象者（「事業協同組合に係

る総合点数の算定方法等に関する特例要領の制定について」(昭和 50 年 11 月 10 日付け建設省厚発第 473 号の別紙) 第 2 第 2 項又は「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領」(昭和 50 年 12 月 4 日付け建設省営管第 459 号) 第 2 第 2 項又は「事業協同組合に係る総合審査数値の算定方法等に関する特例要領について」(昭和 50 年 12 月 22 日付け北開局工第 91 号) 別紙第 2 条第 2 項に規定する審査対象者をいう。なお、大臣官房会計課所掌機関においては、「一般競争又は指名競争に参加する者の資格の審査及び格付けのための数値算定方法について」(平成 13 年 1 月 6 日付け官会第 23 号)に規定する「各構成員」と読み替える。以下同じ。) 全てが、改正前又は改正後のいずれかに統一された審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき申請することが必要です。

(平成 23 年 9 月 1 日以降に申請を行う場合は、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に統一して申請することが必要です。)

Ⅱ 経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う一般競争(指名競争)参加資格の再認定について

1 再認定の申請ができる者

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、平成 23・24 年度的一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を取得した者は、希望により当該総合評定値通知書に基づき平成 23・24 年度的一般競争(指名競争)参加資格の再認定の申請を行うことができます。

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、平成 23・24 年度的一般競争(指名競争)参加資格の認定又は決定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査を受けた者は、希望により当該改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき平成 23・24 年度的一般競争(指名競争)参加資格の再認定の申請を行うことができます。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、その構成員全てが、事業協同組合の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあつては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて申請することが必要です。

2 再認定のスケジュール

平成 23 年 4 月 1 日から随時、受け付けを行います。

平成 23 年 9 月 30 日までの受付分については、2 回に分けて一括して一般競争（指名競争）参加資格の再認定を行い、その後の受付分については随時、再認定を行う予定です。

受 付 日	認定日（予定）
平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 6 月 30 日	平成 23 年 8 月中
平成 23 年 7 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日	平成 23 年 11 月中
平成 23 年 10 月 1 日以降	随 時

3 再認定に係る資格審査申請書及び添付書類

【大臣官房会計課所掌機関の場合】

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式 1－1）及び（様式 1－2）、
- ② 経営事項審査の総合評定値通知書の写し（ただし、改正後の審査基準による経営事項審査のものに限る。）
- ③ 共同企業体等調書（様式 4）（経常建設共同企業体及び特例計算を希望する事業協同組合が申請をする場合）

※ 再認定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、改正前の審査基準による認定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、①（様式 1－1）、②及び③を提出。

【地方整備局等の場合】

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式①－1）及び「道路・河川・官庁営繕・公園関係」に申請する場合は（様式①－2）、「港湾空港関係」に申請する場合は（様式①－3）
- ② 申請者が、④に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高について二以上の登録を希望する工事種別に分割して申請するとき又は④に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高について登録を希望する一の工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表（様式②）（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」に申請をする場合）
- ③ 業態調書（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」その 1）（様式③－2）
- ④ 経営事項審査の総合評定値通知書の写し（ただし、改正後の審査基準による経営事

項審査のものに限る。)

- ⑤ **共同企業体等調書** (様式⑤) (経常建設共同企業体及び特例計算を希望する事業協同組合が「港湾空港関係」に申請をする場合)

※ 再認定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、改正前の審査基準による認定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、① (様式①-1)、③、④及び⑤を提出。

【北海道開発局の場合】

- ① **一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)** (様式1-1)及び(様式1-2)
- ② 申請者が、④に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高について二以上の登録を希望する工事区分に分割して申請するとき又は④に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高について登録を希望する一の工事区分に合算して申請するときは、**工事分割内訳表** (選択様式7)
- ③ **業態調書** (選択様式1-1)
- ④ **経営事項審査の総合評定値通知書の写し** (ただし、改正後の審査基準による経営事項審査のものに限る。)
- ⑤ 申請者が特例計算を希望する事業協同組合の場合は、**共同企業体等調書** (選択様式5)
- ⑥ 申請者が清掃、除草及び除雪に関する単独工事の一般競争(指名競争)に参加を希望するときは、**建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第19条の8第1項に掲げる書類に準ずる書類**

※ 再決定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、改正前の審査基準による資格決定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、① (様式1-1)、③、④及び⑤を提出。

※ 経常建設共同企業体の場合は、北海道開発局が別に公示することによること。

4 その他再認定の申請に関する留意事項

一般競争(指名競争)参加資格の再認定の申請は、認定を受けている国土交通省の全部局・全工種一括で行う必要があります。

再認定の申請は、一部の認定部局や工種のみを選択して行うことはできません。大臣官房会計課所掌機関、地方整備局等及び北海道開発局から受けている全ての認定資格について再認定を申請していただきます。

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づき、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者が、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づき認定部局又は工種の追加を申請する場合には、当該申請に併せて、すでに受けている全ての認定資格についても改正後の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づき再認定を申請していただきます。

工事の入札手続きに参加をしている者で、すでに競争参加資格の確認又は指名通知を受けている場合であっても、当該入札案件の開札日までの間に再認定を受けた結果、等級が変わり入札参加条件を満たさなくなったときは当該入札に参加する資格を失います。

Ⅲ 随時の申請及び再認定の申請における共通事項

1 申請方法及び申請場所

大臣官房会計課所掌機関への申請については、別紙 1 に掲げる提出場所において申請を受け付けますが、登録（希望）部局が 1 箇所の場合には当該部局の受付窓口で、複数部局の登録（希望）の場合には別紙 1 の最寄りの受付窓口又は大臣官房会計課契約制度管理室で申請を受け付けます。地方整備局等及び北海道開発局への申請については、別紙 2、別紙 3 及び別紙 4 に掲げる申請者の本店所在地の区分に応じ、別紙 2、別紙 3 及び別紙 4 に掲げる提出場所において申請を受け付けます。なお、提出方法は文書持参方式又は文書郵送方式のいずれかになります。

2 申請書類及び申請書作成の手引きの入手

申請書作成の手引き並びに申請書等の様式については、国土交通省のホームページから大臣官房会計課所掌機関、地方整備局等、北海道開発局ごとにそれぞれ入手して下さい。

ホームページアドレスは、以下のとおりです。

<http://www.mlit.go.jp/shotatsu/shikakushinsa/index.html>

別紙 1

受付担当部局及び問合せ先

大臣官房会計課所掌機関

受付担当部局	電話番号	住所
大臣官房会計課	03-5253-8111 (内線 21834)	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎第3号館
北海道運輸局 総務部会計課	011-290-2713 (直通)	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 10 札幌第2合同庁舎
東北運輸局 総務部会計課	022-791-7506 (内線 236)	〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第4合同庁舎
関東運輸局 総務部会計課	045-211-7207 (直通)	〒231-8433 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎
北陸信越運輸局 総務部会計課	025-364-0257 (直通)	〒950-8537 新潟県新潟市中央区万代 2-2-1 国土交通省新潟総合庁舎
中部運輸局 総務部会計課	052-952-8004 (直通)	〒460-8528 愛知県名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館
近畿運輸局 総務部会計課	06-6949-6406 (直通)	〒540-8558 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
神戸運輸監理部 総務企画部会計課	078-321-3143 (直通)	〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第2地方合同庁舎
中国運輸局 総務部会計課	082-228-3435 (直通)	〒730-8544 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎4号館
四国運輸局 総務部会計課	087-835-6353 (直通)	〒760-0068 香川県高松市松島町 1-17-33 高松第2地方合同庁舎
九州運輸局 総務部会計課	092-472-2314 (直通)	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎 新館

航空局 監理部予算・管財室	03-5253-8111 (内線 48654)	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎第3号館
東京航空局 総務部経理課	03-5275-9292 (内線 7160)	〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎
大阪航空局 総務部経理課	06-6949-6211 (内線 5045)	〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
海上保安庁 総務部政策課予算執行管理室	03-3591-6361 (内線 2831)	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎第3号館
海上保安大学校 事務局会計課	0823-21-4961 (内線 227)	〒737-8512 広島県呉市若葉町 5-1
海上保安学校 事務部会計課	0773-62-3520 (内線 224)	〒625-8503 京都府舞鶴市宇長浜 2001
第一管区海上保安本部 経理補給部経理課	0134-27-0118 (内線 2223)	〒047-8560 北海道小樽市港町 5-2 小樽地方合同庁舎
第二管区海上保安本部 経理補給部経理課	022-363-0111 (内線 2224)	〒985-8507 宮城県塩釜市貞山通 3-4-1 塩釜港湾合同庁舎
第三管区海上保安本部 経理補給部経理課	045-211-1118 (内線 2224)	〒231-8818 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎
第四管区海上保安本部 総務部経理課	052-661-1611 (内線 2223)	〒455-8528 愛知県名古屋市港区入船 2-3-12 名古屋港湾合同庁舎別館
第五管区海上保安本部 経理補給部経理課	078-391-6555 (内線 2223)	〒650-8551 兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第2地方合同庁舎
第六管区海上保安本部 経理補給部経理課	082-251-5111 (内線 2223)	〒734-8560 広島県広島市南区宇品海岸 3-10-17 広島港湾合同庁舎

第七管区海上保安本部 經理補給部經理課	093-321-2931 (内線 2225)	〒801-8507 福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎
第八管区海上保安本部 經理補給部經理課	0773-76-4100 (内線 2224)	〒624-8686 京都府舞鶴市宇下福井 901 舞鶴港湾合同庁舎
第九管区海上保安本部 総務部經理課	025-244-4151 (内線 2223)	〒950-8543 新潟県新潟市中央区万代 2-2-1 国土交通省新潟総合庁舎
第十管区海上保安本部 經理補給部經理課	099-250-9800 (内線 2223)	〒890-8510 鹿児島県鹿児島市東郡元町 4-1 鹿児島第2地方合同庁舎
第十一管区海上保安本部 經理課	098-867-0118 (内線 2223)	〒900-8547 沖縄県那覇市港町 2-11-1 那覇港湾合同庁舎
気象庁 総務部經理管理官室	03-3212-8341 (内線 2352)	〒100-8122 東京都千代田区大手町 1-3-4
気象研究所 総務部会計課	029-853-8565 (直通)	〒305-0052 茨城県つくば市長峰 1-1
気象衛星センター 総務部会計課	0424-93-4964 (直通)	〒204-0012 東京都清瀬市中清戸 3-235
札幌管区气象台 総務部会計課	011-611-6156 (直通)	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西 18-2
仙台管区气象台 総務部会計課	022-297-8121 (直通)	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第3合同庁舎
東京管区气象台 総務部会計課	03-3212-8341 (内線 5529)	〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-4

大阪管区気象台 総務部会計課	06-6949-6284 (直通)	〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
福岡管区気象台 総務部会計課	092-725-3602 (直通)	〒810-0052 福岡県福岡市中央区大濠 1-2-36
沖縄気象台 会計課	098-833-4023 (直通)	〒900-8517 沖縄県那覇市樋川 1-15-15 那覇第1地方合同庁舎
運輸安全委員会 総務課会計室	03-5253-8822 (内線 54156)	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館
国土技術政策総合研究所 (横須賀庁舎) 管理調整部管理課	046-844-5076 (直通)	〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬 3-1-1
海難審判所 総務課	03-5253-8821 (内線 55117)	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館

別紙 2

受付担当部局及び問合せ先

地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）

大臣官房官庁営繕部

国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）

申請者の本店所在地	受付担当部局	住 所
北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	東北地方整備局 総務部契約課 022-225-2171 (内線 2523)	〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	関東地方整備局 総務部契約課 048-601-3151 (内線 2524)	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
新潟県 富山県 石川県 長野県(長野、松本、上田、 須坂、小諸、中野、大町、飯山、塩尻、佐久、千 曲、東御及び安曇野の各市並びに上高井、上水内、 北安曇、北佐久、下高井、下水内、小県、埴科、 東筑摩及び南佐久の各郡の町村に限る。)	北陸地方整備局 総務部契約課 025-280-8880 (内線 2521)	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館
岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 長野県(岡谷、飯 田、諏訪、伊那、駒ヶ根及び茅野の各市並びに上 伊那、木曽、下伊那及び諏訪の各郡の町村に限る。)	中部地方整備局 総務部契約課 052-953-8138 (内線 2521)	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第二号館
京都府 大阪府 福井県 滋賀県 兵庫県 奈良県 和歌山県	近畿地方整備局 総務部契約課 06-6942-1141 (内線 2521)	〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	中国地方整備局 総務部契約課 082-221-9231 (内線 2521)	〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第二号館
徳島県 香川県 愛媛県 高知県	四国地方整備局 総務部契約課 087-851-8061 (内線 2521)	〒760-8554 高松市サボート3-33 高松サボート合同庁舎
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	九州地方整備局 総務部契約課 092-471-6331 (内線 2521)	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎

別紙 3

受付担当部局及び問合せ先

地方整備局（港湾空港関係）

申請者の本店所在地	受付担当部局	住 所
北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	東北地方整備局 総務部経理調達課 022-716-0013（直）	〒980-0013 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	関東地方整備局 総務部経理調達課 045-211-7413（直）	〒231-8436 神奈川県横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎
新潟県 富山県 石川県 福井県 長野県	北陸地方整備局 総務部経理調達課 025-370-6650（直）	〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館
岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	中部地方整備局 総務部経理調達課 052-651-6264（直）	〒455-8545 愛知県名古屋市中区築地町2
滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	近畿地方整備局 総務部経理調達課 078-391-7576（直）	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29神戸地方合同庁舎
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県（下関市を除く）	中国地方整備局 総務部経理調達課 082-511-3903（直）	〒730-0004 広島県広島市中区東白島町14-15 NTTクレタ 白島ビル
徳島県 香川県 愛媛県 高知県	四国地方整備局 総務部経理調達課 087-811-8304（直）	〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33
山口県 下関市 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	九州地方整備局 総務部経理調達課 092-418-3345（直）	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

別紙 4

受付担当部局及び問合せ先

北海道開発局

申請者の本店所在地	受付担当部局	住 所
札幌市、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、恵庭市、北広島市、石狩市、幌加内町、石狩振興局及び空知総合振興局管内	札幌開発建設部 契約企画課企画係 011-611-0309 (直)	〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目 (札幌開発総合庁舎)
函館市、北斗市、渡島総合振興局及び檜山振興局管内	函館開発建設部 契約課企画係 0138-42-7525 (直)	〒040-8501 函館市大川町1番27号
小樽市、後志総合振興局管内	小樽開発建設部 契約課企画係 0134-23-5129 (直)	〒047-8555 小樽市潮見台1丁目15番5号
旭川市、士別市、名寄市、富良野市、上川総合振興局管内 (幌加内町を除く。)	旭川開発建設部 契約課企画係 0166-32-2451 (直)	〒078-8513 旭川市宮前通東 4155 番 31
室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、胆振総合振興局及び日高振興局管内	室蘭開発建設部 契約課企画係 0143-25-7026 (直)	〒051-8524 室蘭市入江町1番地14
釧路市、根室市、釧路総合振興局及び根室振興局管内	釧路開発建設部 契約課企画係 0154-24-7135 (直)	〒085-8551 釧路市幸町10丁目3番地 (釧路地方合同庁舎)
帯広市、十勝総合振興局管内	帯広開発建設部 契約課企画係 0155-24-2903 (直)	〒080-8585 帯広市西4条南8丁目
北見市、網走市、紋別市、オホーツク総合振興局管内	網走開発建設部 契約課企画係 0152-44-6147 (直)	〒093-8544 網走市新町2丁目6番1号
留萌市、幌延町、留萌振興局管内	留萌開発建設部 契約課企画係 0164-42-2367 (直)	〒077-8501 留萌市寿町1丁目68番地
稚内市、宗谷総合振興局管内 (幌延町を除く。)	稚内開発建設部 契約課企画係 0162-33-1000 (内線 2247)	〒090-8527 稚内市末広5丁目6番1号 (稚内地方合同庁舎)
北海道外	北海道開発局 事業振興部 工事管理課企画係 011-709-2311 (内線 5480)	〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 (札幌第1合同庁舎)